

## ○筑波大学教員免許状更新講習規則

〔平成21年3月12日  
法人規則第20号〕  
改正 平成23年法人規則第10号  
平成23年法人規則第43号  
平成23年法人規則第66号  
平成24年法人規則第11号  
令和元年法人規則第31号

### 筑波大学教員免許状更新講習規則

#### (目的等)

- 第1条 この法人規則は、筑波大学（以下「本学」という。）における教員免許状更新講習（以下「免許状更新講習」という。）の実施のために必要な事項を定め、現職教員等に対する最新の知識技能の提供及び社会貢献の促進に資することを目的とする。
- 2 免許状更新講習については、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、この法人規則の定めるところによる。

#### (教員免許状更新講習委員会)

- 第2条 本学における免許状更新講習を円滑に実施するため、教員免許状更新講習委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (任務)

- 第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 法第9条の3に規定する免許状更新講習に係る課程の編成に関すること。
  - (2) 免許状更新講習の開設並びにその実施に伴う収入及び支出に関すること。
  - (3) 免許状更新講習の課程の修了の認定（課程の一部の履修の認定を含む。）に関すること。
  - (4) その他免許状更新講習に関すること。

#### (組織)

- 第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。
- (1) 附属学校を担当する副学長（第9条において「担当副学長」という。）
  - (2) 教育を担当する副学長
  - (3) 教育学学位プログラムリーダー
  - (4) 系長（人間系長を除く。）が推薦する大学教員 各1人
  - (5) 人間系長が推薦する大学教員 3人
  - (6) 附属学校教育局教育長が推薦する大学教員 1人
  - (7) 教育推進部長
  - (8) その他学長が指名する者 若干人

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第6条 第4条第4号から第6号まで及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の委員は、再任されることができる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、免許状更新講習の実施に関する専門的事項を調査検討させるため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教員免許状更新講習推進室)

第9条 担当副学長の下に、免許状更新講習の推進に関する企画立案等を行わせるため、教員免許状更新講習推進室を置く。

- 2 教員免許状更新講習推進室の組織及び運営については、別に定める。

(免許状更新講習の開設の決定等)

第10条 学長は、委員会の議を経て、年度ごとに免許状更新講習の開設を決定する。

- 2 前項の免許状更新講習の開設に当たっては、毎年度文部科学大臣の認定を受けるものとする。

(講師)

第11条 免許状更新講習の講師は、本学の大学教員のうちから学長が委嘱する。ただし、必要があると認めるときは、役員、大学教員以外の本学の職員、学外の学識経験者等を講師として委嘱することができる。

(受講資格)

第12条 免許状更新講習を受講することができる者は、法第9条の3第3項各号のいずれかに該当する者とする。

(受講の申請)

第13条 免許状更新講習を受講しようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める免許状更新講習受講申込書により学長に申請するものとする。

(受講者の決定)

第14条 前条の申請を受理した学長は、選考の上、受講の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(講習料)

第15条 前条の規定により受講を許可された者（以下「受講許可者」という。）は、所定の期日までに、法人規程で定める講習料を納付しなければならない。ただし、法人規程で定める場合は、この限りでない。

(修了認定等)

第16条 学長は、所定の時間数を履修し、試験による成績審査に合格した受講許可者について、委員会の議を経て、免許状更新講習の課程の修了（課程の一部履修を含む。次項において同じ。）を認定する。

2 免許状更新講習の課程を修了した者には、別に定める修了証明書又は履修証明書を交付する。

(事務)

第17条 委員会の事務は、人間エリア支援室及び関係部局の協力を得て、教育推進部社会連携課において処理する。

(雑則)

第18条 この法人規則に定めるもののほか、免許状更新講習に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平23.1.27法人規則10号）

この法人規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平23.3.24法人規則43号）

この法人規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平23.9.29法人規則66号）

1 この法人規則は、平成23年10月1日から施行する。

2 この法人規則施行の際に在職する委員については、改正後の筑波大学教員免許状更新講習規則第4条の規定により推薦又は指名されたものとみなす。

附 則（平24.3.29法人規則11号）

この法人規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令元.12.26法人規則31号）

(施行期日)

1 この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この法人規則の施行の日前に、第4条第4号の規定により委員会の委員として選出された者であって、施行後も当該委員としての任期が引き続くものについては、この法人規則により委員として選出されたものとみなす。ただし、その任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。